

会員の入会金及び年会費に関する規程

第1条 目的

本規程は、近畿環境市民活動相互支援センター（略称「エコネット近畿」）の定款第3章第8条において、入会金及び会費に関し別に定めるとした規程に基づき、次の事項を定めるものである。

第2条 入会金及び会費

総会で定めた入会金及び会費を納入するものとする。

	入会金	年会費
正会員 団体	無料	3,000円
正会員 個人	無料	3,000円
正会員 企業	無料	20,000円
賛助会員 団体	無料	2,000円
賛助会員 個人	無料	2,000円
賛助会員 企業	無料	10,000円以上を1口

第3条 入会時の会費

入会時の年会費は、入会時期に応じ、事業年度を基にした徴収期間の年会費とする。

入会月	4月～9月	10月～翌3月
徴収月数	12ヶ月	6ヶ月
正会員 団体	3,000円	1,500円
正会員 個人	3,000円	1,500円
正会員 企業	20,000円	10,000円
賛助会員 団体	2,000円	1,000円
賛助会員 個人	2,000円	1,000円
賛助会員 企業	10,000円	5,000円

第4条 年会費徴収時期

年会費は、会員の入会時に徴収するものとし、次年度からは年度始めに徴収するものとする。

第5条 実施時期

この規程は、平成28年（2016）5月22日より実施する。

以上